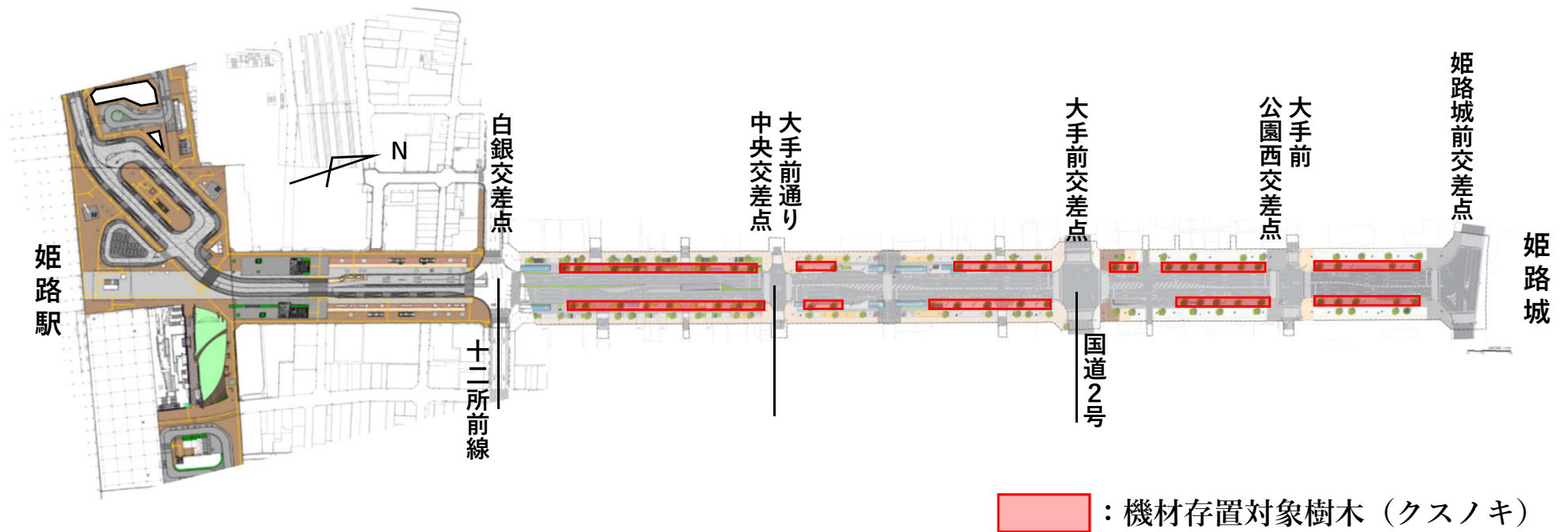


令和 6 年度 大手前通りイルミネーション事業実施業務委託
【事業完了時の機材存置対象範囲】

令和 6 年 5 月

姫路市

事業完了時の機材存置対象範囲



《機材存置における特記事項》

- ・ ■ 内にあるクスノキに設置したLED及びアッパーライト等を存置対象とする。
※存置した機材は、令和6年度中の姫路市議会定例会における補正予算の議決をもって使用を延長することを検討している。
- ・ 事業完了後も点灯及び演出プログラムの変更、動作が可能な状態とすること。
- ・ 事業完了時、存置した状態で発注者に引き渡すものとする。